未承認薬・適応外薬の要望に対する企業見解

1. 要望内容に関連する事項

会社名	に 関連する 事項 ファイザー株式会社			
五山和				
	要望番号			
	成分名	メトトレキサート		
	(一般名)			
要望された医薬品	販 売 名	リウマトレックス [®] カプセル 2mg		
区架吅	未承認薬・適応外	□ 未承認薬 適応外薬		
	薬の分類 (該当するものに			
	(該ヨりるものに)チェックする。)			
	アエック y る。)	1) 副腎皮質ステロイド(以下ステロイド)の局所治療に抵抗性		
	効能・効果	1) 画青灰真へノロイド (以下ヘノロイド) の周別福源に抵抗性 を示す非感染性の小児慢性ぶどう膜炎患者		
	(要望された効	2) ステロイド全身投与による副作用、特に成長障害などが懸念		
	能・効果について	され、ステロイド以外の他の薬剤の使用が望まれる非感染性の		
	記載する。)	小児慢性ぶどう膜炎患者		
	用法・用量	小児では 1 週間単位の投与量を 10 -25 mg/m^2 とする(米国ガイ		
		ドライン Jabs et al. 参考文献 1)。1 週間単位の投与量は1回、		
	法・用量について			
	記載する。)	初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。		
要望内容				
		▼ 小児に関する要望		
		1751に関する安宝		
	備考	(特記事項等)		
	(該当する場合は	慢性型の非感染性小児ぶどう膜炎の場合、長期期間にわたるス		
	チェックする。)	テロイド局所治療により、白内障や緑内障などの副作用を高頻 度に合併し、手術治療を要する症例も少なくない。またステロ		
		イドの全身投与により成長抑制の可能性があり、小児の眼炎症		
		疾患のコントロールにはステロイド以外の免疫抑制剤の使用が		
		強く望まれる。		
現在の国内	□現在開発中			
の開発状況		□ 承認審査中		
		,		
	▼ 現在開発してい			
	(性司事 英統)	□ 国内開発中止 □ 国内開発なし ↓		
	(特記事項等)			
企業として				
の開発の意	□ あり			
思	(開発 <u>が困難</u> とする場合、その <u>特段の</u> 理由)			

欧米等 6 か国での承認状況を確認した結果、いずれの国でも当該適応症での承認は得られておりませんでした。同様に、いずれの国でも保険適用されておりませんでした。また、現時点で非感染性の小児慢性ぶどう膜炎に対する複数のメトトレキサートの報告がありますが、多くは若年性特発性関節炎の治療としてメトトレキサートを投与し、合併するブドウ膜炎に対する効果をまとめたレトロスペクティブな研究報告であり、提示された米国の診療ガイドラインで参照している報告(Tugal Tutkan et al. Ophthalmology 1996;103:375-383)も、対照薬を設定していない小規模のcase series でした。そのため、本剤の臨床的な有用性を確認するためには、現時点ではエビデンスレベルが十分ではないと考えます。これらのことから、今回の要望は「未承認薬・適応外薬」の基準には合致せず、公知申請の基準にも該当しないと考えます。

「必るの(もッ類に医性準当当にしたいの係へのようにしたいではなったのはののかしたいののがある。

載する。)

1. 適応疾病の重篤性

- □ア 生命に重大な影響がある疾患(致死的な疾患)
- □ イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
- ▼ ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患
- □エ 上記の基準に該当しない

(上記に分類した根拠)

ステロイド局所治療に抵抗性を示す非感染性小児ぶどう膜炎では遷延する眼内炎症により併発白内障、続発性緑内障による視神経萎縮、帯状角膜変性症、網膜黄斑部の萎縮性変化などの組織障害を生じることで視機能障害を生じることが多い。またステロイド局所治療を長期間継続することでステロイド白内障やステロイド緑内障を併発し、外科的治療を要する症例もある。

また小児にステロイド全身投与を行うことで成長障害に代表される小児特有の重篤 な副作用を生じる恐れがあり、眼炎症のコントロールのためにステロイドに替わる 薬剤の使用が望まれる。

2. 医療上の有用性

- □ア 既存の療法が国内にない
- □ イ 欧米等の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて明らかに優れている
- □ ウ 欧米等において標準的療法に位置づけられており、国内外の医療環境の違い等を踏まえても国内における有用性が期待できると考

▼エ 上記の基準に該当しない

(上記に分類した根拠)

欧米等 6 か国での承認状況を確認した結果、いずれの国でも当該適応症での承認は得られておりませんでした。同様に、いずれの国でも保険適用されておりませんでした。また、現時点で非感染性の小児慢性ぶどう膜炎に対する複数のメトトレキサートの報告がありますが、多くは若年性特発性関節炎の治療としてメトトレキサートを投与し、合併するブドウ膜炎に対する効果をまとめたレトロスペクティブな研究報告であり、提示された米国の診療ガイドラインで参照している報告(Tugal Tutkan et al. Ophthalmology 1996;103:375-383)も、対照薬を設定していない小規模の

	case series でした。そのため、本剤の臨床的な有用性を確認するためには、現時点で
	はエビデンスレベルが十分ではないと考えます。
備考	

以下、タイトルが網かけされた項目は、学会等より提出された要望書又は見解に補足等がある場合にのみ記載。

2. 要望内容に係る欧米での承認等の状況

欧米等6か国			
での承認状況	□ 术国	□ 央国 □ 湿	【国 □仏国 □加国 □豪州
(該当国にチ	[欧米等6か国での承認内容]		
ェックし、該	欧米各国での承認内容(要望内容に関連する箇所に下線)		
当国の承認内	米国	販売名(企業名) methotrexate (Bigmar) generic 薬品	
容を記載す		効能・効果	関節リウマチ、若年性関節リウマチ、乾癬、
る。)			クローン病
		用法・用量	1週間単位の投与量を 7.5 mg。初日から 2 日
			目にかけて 12 時間間隔で 1 回 2.5 mg 内服投
			与。薬剤の反応性をみながら 25 mg まで増
			量。小児では1週間単位の投与量を10-25
			mg/m ² °
		備考	<補足等>
			要望書では米国での承認内容の欄に上記の
			ような記載がありますが、メトトレキサート
			は米国において小児ブドウ膜炎の効能で承
			認を取得していないため、記載の必要はあり
			ません。なお、メトトレキサートは米国にお
			いてクローン病の効能で承認を取得してお
			りません。
	英国	販売名(企業名)	承認なし
		効能・効果	
		用法・用量	
		備考	
	独国	販売名(企業名)	承認なし
		効能・効果	
		用法・用量	
		備考	
	仏国	販売名(企業名)	承認なし
		効能・効果	
		用法・用量	
		備考	
	加国	販売名 (企業名)	承認なし

		効能・効果	
		用法・用量	
		備考	
	豪国	販売名(企業名	3) 承認なし
		効能・効果	
		用法・用量	
		備考	
欧米等6か国		DID 3	
での標準的使	☑ 米国	□英国	□独国 □仏国 □加国 □豪州
用状況	〔欧米等	等6か国での標準	準的使用内容 〕
(欧米等6か		欧米各国での概	票準的使用内容(要望内容に関連する箇所に下線)
国で要望内容	米国	ガイドライ	Guidelines for the use of immunosuppressive drugs
に関する承認		ン名	in patients with ocular inflammatory disorders:
がない適応外		·	Recommendations of an expert panel. Am J
薬についての			Ophthalmol 2000;130:492-513.
<u>み</u> 、該当国に		効能・効果	1) 副腎皮質ステロイド (以下ステロイド) の局
チェックし、		(または効	所治療に抵抗性を示す非感染性の小児慢性ぶど
該当国の標準		能・効果に関	う膜炎患者
的使用内容を		連のある記載	2) ステロイド全身投与による副作用、特に成長
記載する。)		箇所)	障害などが懸念され、ステロイド以外の他の薬
		四 <i>//</i> ///	剤の使用が望まれる非感染性の小児慢性ぶどう
			膜炎患者
		用法・用量	小児では1週間単位の投与量を10-25 mg/m ² とす
		(または用	る (米国ガイドライン Jabs et al. 参考文献 1)。1
		法・用量に関	週間単位の投与量は1回、または2-3回に分割
		連のある記載	して経口投与する。分割して投与する場合、初
		箇所)	日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。
			1) Giannini EH, Brewer EJ, Kuzmina N, et al.
		の根拠論文	Methotrexate in resistant juvenile rheumatoid
			arthritis. Results of the U.S.AU.S.S.R.
			double-blind, placebo-controlled trial. N Eng J
			Med 1992;326:1043-1049.
			2) Tugal-Tutkan I, Havrlikova K, Power WJ, et al.
			Changing patterns in uveitis of childhood.
		tti. In	Ophthalmology 1996;103:375-383.
		備考	<補足等>
			保険適用なし
			ガノビラノンの担加込み1)は共年44年76年間休
			ガイドラインの根拠論文1)は若年性特発性関節
			炎に対する臨床試験成績に関するものであり、
			治療抵抗性の小児ブドウ膜炎に関する記載はあ
		20. 2. 2. 2. 2.	りませんでした。
i l	井田	ガイドライ	ガイドラインかし

	ン名	
	効能・効果 (または効	
	能・効果に関	
	連のある記載	
	箇所)	
	用法・用量	
	(または用	
	法・用量に関	
	連のある記載	
	箇所)	
	ガイドライン	
	の根拠論文	
	備考	<補足等>
		保険適用なし
独国	ガイドライ	ガイドラインなし
	ン名	
	効能・効果	
	(または効	
	能・効果に関	
	連のある記載	
	箇所)	
	用法・用量	
	(または用	
	法・用量に関	
	連のある記載	
	箇所)	
	ガイドライン	
	の根拠論文	
	備考	<補足等>
	vm J	保険適用なし
仏国	ガイドライ	ガイドラインなし
	ン名	
	効能・効果	
	(または効	
	能・効果に関	
	連のある記載	
	箇所)	
	用法・用量	
	(または用	
	法・用量に関	
	連のある記載	
	箇所)	

Т		10 1 1 - 1	
		ガイドライン	
		の根拠論文	
		備考	<補足等>
			保険適用なし
	加国	ガイドライ	ガイドラインなし
		ン名	
		効能・効果	
		(または効	
		能・効果に関	
		連のある記	
		載箇所)	
		用法・用量	
		(または用	
		法・用量に関	
		連のある記	
		載箇所)	
		ガイドライ	
		ンの根拠論	
		文	
		備考	<補足等>
			保険適用なし
	豪州	ガイドライ	ガイドラインなし
		ン名	
		効能・効果	
		(または効	
		能・効果に関	
		連のある記	
		載箇所)	
		用法・用量	
		(または用	
		法・用量に関	
		連のある記	
		載箇所)	
		ガイドライ	
		ンの根拠論	
		文	
		備考	<補足等>
			保険適用なし
		1	

3. 要望内容に係る国内外の公表文献・成書等について

(1) 無作為化比較試験、薬物動態試験等に係る公表文献としての報告状況

補足等なし

(2) Peer-reviewed journal の総説、メタ・アナリシス等の報告状況

- 1) Okada AA. Immunomodulatory therapy for ocular inflammatory disease: A basic manual and review of the literature. Ocular Immunol Inflamm 2005;13:335-351.
- 2) GalorA, Jabs DA, Leder HA, et al. Comparison of antimetabolite drugs as corticosteroid-sparing therapy for noninfectious ocular inflammation. Ophthalmology 2008;115:1826-1832.
- 3) Nguyen QD, Hatef E, Kayen B, et al. A cross-sectional study of the current treatment patterns in noninfectious uveitis among specialists in the United States. Ophthalmology 2011:118;184-190.)

本試験には、小児から成人(3~95歳)までの非感染性ブドウ膜炎の患者が登録されましたが、小児被験者に対する集計および解析は実施されていません。

<補足等>

2) は Retrospective cohort study の報告、3) は cross-sectional, multicenter study の報告かつ 質問票によるデータ収集 (survey に近いもの) を行っていました。よって、いずれの文献 も本項に掲載するのは適切ではないと考えます。

(3) 教科書等への標準的治療としての記載状況

<海外における教科書等>

- 1) Diagnosis and Treatment of Uveitis. Foster CS, Vitale AT, eds. W.B. Saunders Company, Philadelphia. 2002, pp. 190-191, 645, 852, 838.
- 2) Ocular Inflammatory Disease. Kanski JJ, Pavesio CE, Tuft SJ, eds. Mosby Elsevier, Philadelphia. 2006, p. 152-3.

適応:主として、若年性特発性関節炎およびサルコイドーシスに関連するブドウ膜炎 患者におけるステロイド剤の減量

用法・用量: 30 mg/週まで。骨髄毒性を軽減するため、葉酸 $2.5 \text{ mg} \sim 5 \text{ mg}/$ 週を投与する。

副作用:骨髄抑制、肝毒性および急性肺臓炎(過敏性反応による)。低用量での治療では発現はまれであるが、重篤な副作用である。

モニタリング:1~2ヶ月毎に血液学的検査および肝機能検査を実施する。長期投与の場合、必要に応じて肝生検が必要となることがある。

- 3) Practical Manual of Intraocular Inflammation. Dick AD, Okada AA, Forrester JV, eds. Informa Healthcare, New York. 2008, pp. 134, 144, 156-8.
- 4) Uveitis: Fundamentals and Clinical Practice. Nussenblatt RB, Whitcup SM, eds. Fourth Edition. Mosby Elsevier, Philadelphia. 2010, pp. 82, 87, 275, 267, 340.

<補足等>

1)、3) および4) の文献を確認しましたが、記載されているページの範囲の内容からは、メトトレキサートの治療に関する情報が特定できませんでした。

<日本における教科書等>

1) なし

(4) 学会又は組織等の診療ガイドラインへの記載状況

補足等なし

(5)要望内容に係る本邦での臨床試験成績及び臨床使用実態(上記(1)以外)について

1) 再発性強膜炎患者 16 名に対して MTX の内服投与を開始し、そのうち 13 名に対して 継続投与が可能であった。13 名中 12 名で強膜炎がコントロールされ、ステロイドの減量 も可能であった。Keino H, Watanabe T, Taki W, et al. Br J Ophthalmol 2010;94:1459-1463.

慢性型非感染性小児ぶどう膜炎に対する本剤の臨床試験および臨床研究の実施は確認されていない。医療現場での症例報告で使用の事実は確認されているが、使用実態の全容は不明である。

<補足等>

上記 1) の内容は本要望の対象疾患である小児の非感染性慢性型ぶどう膜炎ではないため、本項への記載は適切ではないと考えます。

(6) 上記の(1) から(5) を踏まえた要望の妥当性について

<要望効能・効果について>

要望書に提示されたガイドラインによると、ぶどう膜炎に対する第1選択薬は副腎皮質ステロイドであると考えます。そのため、効能・効果としては、既にステロイドを投与している患者に対する二次治療が妥当であると考えます。しかしながら、国内外で本疾患に対する有効性および安全性に関して、プロスペクティブな比較試験によるエビデンスはなく、要望効能・効果の妥当性を判断するためには、現時点では情報が不足していると考えます。

<要望用法・用量について>

要望用法・用量は、本邦で関節症状を伴う若年性特発性関節炎の効能・効果に対するもの(通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして 4~10 mg/m2 とし、1週間単位の投与量を1回又は 2~3回に分割して経口投与する。)と異なります。現時点で報告されているガイドラインおよびレトロスペクティブなデータで示された使用経験から、国内外で本疾患に対する有効性、安全性および用法・用量に関して、プロスペクティブな比較試験によるエビデンスはなく、本疾患での用法・用量の適切性を判断するためには、現時点では情報が不足していると考えます。

<臨床的位置づけについて>

要望書に提示されたガイドラインには MTX 以外の免疫抑制薬に関しても記載されていますが、薬剤間の違いや治療アルゴリズムに関しては特に言及されていません。

シクロスポリンおよびアザチオプリンについても小児の非感染性慢性型ぶどう膜炎についてはレトロスペクティブな case series での使用経験にとどまっています。

以上を踏まえると、要望者から提示された臨床的位置づけとするには、現時点ではエビデンスレベルが十分とは言い難いと考えます。

4. 実施すべき試験の種類とその方法案

本剤は「未承認薬、適応外薬」の基準に合致しないため、企業としては本項目への記載は不要と考えます。

5. 備考

特記事項なし

6. 参考文献一覧

追加文献なし